

女性のための ハラスメント 特別労働相談

職場での・・・

- *妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
- *性的な言動・体を度々触られる等のセクハラ
- *身体的／精神的な攻撃・個の侵害等のパワハラ

などについて、女性の特定社会保険労務士が
問題整理の支援と課題解決に向けた情報提供を行います。

【日時】 12月5日(月)～10日(土) 10～12時、13～19時

【場所】 京都府男女共同参画センター 相談室

【相談方法】 面接／電話（075-692-3437）

【面接予約】 075-692-3437／3433もしくはWEB

【問合せ】 京都府男女共同参画センター

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

電話 075-692-3433



※相談無料・秘密厳守